

茨城県専任教員養成講習会受講者選考会議設置要項

(目的)

第1条 茨城県専任教員養成講習会実施要綱第17条第2項の規定に基づき、茨城県専任教員養成講習会受講者選考会議（以下「選考会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 選考会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 茨城県保健医療部医療局医療人材課長
 - (2) 茨城県立医療大学地域・社会貢献研究センター長
 - (3) 茨城県立医療大学専任教員養成講習会統括者
 - (4) 茨城県立医療大学専任教員養成講習会専任教員
 - (5) その他茨城県立医療大学長（以下「学長」という。）が必要と認めた者
- 2 選考会議に選考委員長を置き、前項第2号に掲げる者をもって充てる。
- 3 選考委員長は、選考会議を統括する。

(議長)

第3条 選考会議に議長を置き、選考委員長をもって充てる。

(所掌事務)

第4条 選考会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 受講者選考（以下「選考」という。）の方法に関する事項
- (2) 選考の基準に関する事項
- (3) 合否判定に関する事項
- (4) その他選考に関する事項

(運営)

第5条 選考会議は、議長が招集する。

- 2 選考会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 選考会議に関する事務は、茨城県立医療大学事務局教務課において処理する。

(委任)

第7条 この要項に定めるほか、選考会議の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

付 則

この要項は、平成25年6月19日から施行する。

付 則

この要項は、平成29年9月6日から施行する。

付 則

この要項は、平成30年8月8日から施行する。

付 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。